

Ⅶ 研修の欠席，その他の取り扱い

1 欠席等の手続きについて

やむを得ない事情で研修に参加させ難いとき，所属長は（公立幼稚園及び小・中学校においては所管の市町村教育委員会及び教育事務所を経由して，私立幼稚園，県立学校においては直接），p. 96の様式により，総合教育センター所長宛てに欠席・遅刻・早退届を提出してください。

ただし，緊急の場合は，所属長または研修者から直接研修担当者に連絡し，後日，速やかに欠席・遅刻・早退届を提出してください。

2-1 特別警報が発表された場合における研修事業等の取り扱いについて

- 県内のいずれかの地域に特別警報が発表された場合は，当日の全ての研修を中止とする。
- 特別警報がその日のうちに解除された場合も，当日の全ての研修を中止とする。

2-2 暴風（または暴風雪）警報発表時における研修事業等の取り扱いについて

県内における警報の状況	当日の研修の取り扱い
(1) 午前7時までに県内いずれかの地域で警報が発表された場合	
ア 午前7時の時点で県内全ての地域において警報が解除されている	実施
イ 午前7時の時点で県内いずれかの地域で警報が継続されている	中止
(2) 午前7時を過ぎてから県内いずれかの地域で警報が発表された場合	
	中止

2-3 地震等における研修事業等の取り扱いについて

非常時の状況	研修の取り扱い
ア 南海トラフ地震に関連する情報（定例）が発表されたとき	実施
イ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき	中止 ※総合教育センター所長が所属長に研修再開の連絡をするまでの間は中止とする。
ウ 県内で震度5強未満の地震が発生したとき	実施 ※地震の状況により，研修を中止することとなった場合には，総合教育センター所長が所属長に連絡する。
エ 県内で震度5強以上の地震が発生したとき	中止 ※総合教育センター所長が所属長に研修再開の連絡をするまでの間は中止とする。

2-4 「愛知県新型インフルエンザ対策本部」から休校要請が発せられた場合における研修事業等の取り扱いについて

- 対策本部から県内全学校を対象に休校が要請された期間の研修を中止とする。
- 学校が再開された日の翌日から，当初計画されている研修を日程どおり順次実施する。

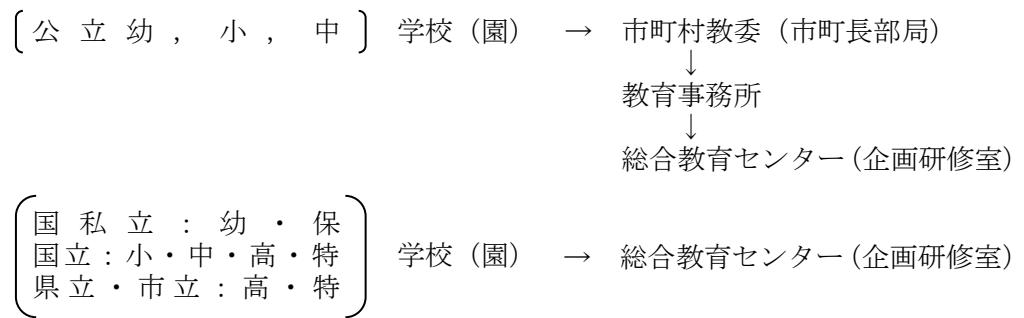
2-5 その他

○研修事業等の全部または一部を中止した場合の代替措置等については，総合教育センター所長が別に指示します。

○異校種体験研修の取り扱いは2-1～2-4に準じますが，受け入れ先独自の規定がある場合はその指示に従ってください。社会体験研修の取り扱いは受け入れ先の指示に従ってください。

3 留意事項

- (1) 提出課題等を総合教育センターへ送付する場合は，封筒表の左隅等に「10年経験者研修〇〇課題在中」のように朱書きしてください。メールにて提出が可能なものは，別途指示をします。
- (2) 総合教育センターへ来所の際は，できる限り公共交通機関を利用してください。
- (3) 講師の都合等により，研修・講座内容，日程等が変更になる場合があります。
- (4) 研修会場での飲食は，指定された場所をお願いします。研修会場へ昼食等で持ち込んだ物は，各自責任をもって必ず持ち帰ってください。なお，総合教育センター内に食堂はありません。
- (5) 総合教育センターは敷地内全面禁煙です。御理解と御協力をお願いします。
- (6) 問い合わせ先については，後日送付する実施要項に記載します。



※欠席・遅刻・早退届の様式は，総合教育センターのウェブページ「平成31年度研修事業案内」
（様式8）からもダウンロードできる。

欠 席 ・ 遅 刻 ・ 早 退 届

年 月 日

愛知県総合教育センター所長 殿

学校（園）名

校長（園長）名



下記により（※欠席・遅刻・早退）します。

記

研修・講座・コース名	
職・氏名	
実施日	年 月 日（ ）
※欠席・遅刻・早退理由 ※該当する項目を○で囲む。	